

会第 8 号

滋賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成 24 年 12 月 26 日

提 出 者

三	浦	治	雄
辻	村		克
家	森	茂	樹
奥	村	芳	正
高	木	健	三
岩	佐	弘	明
大	井		豊
西	川	勝	彦
今	江	政	彦
清	水	鉄	次
梅	村		正
鳶	田	恵	子

滋賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

滋賀県政務活動費の交付に関する条例

第 1 条中「第 100 条第 14 項の規定による」を「第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、」に、  
「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「同条第 15 項の規定による」を削り、「報告」を「報告等」に改  
める。

第 2 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に  
改め、「調査研究」の右に「その他の活動」を加える。

第 3 条の見出しならびに同条第 1 項および第 3 項から第 5 項までならびに第 4 条中「政務調査費」を「政  
務活動費」に改める。

第 5 条第 1 項中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第 6 条第 1 項、第 7 条（見出しを含む。）ならびに第 8 条の見出しおよび同条第 1 項から第 6 項までの規  
定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 9 条 政務活動費を充てることができる経費は、会派および議員が行う調査研究、研修、広聴および広  
報、要請および陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題および県民の意思を把握し、県政に  
反映させるための活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、会派にあ  
っては別表第 1 に、議員にあっては別表第 2 に定めるものとする。

第 10 条第 1 項および第 4 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 11 条を削る。

第 12 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

( 透明性の確保 )

第 13 条 議長は、第 10 条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うこと等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第 14 条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「報告」を「報告等」に改める。

付則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 ( 第 9 条関係 )

会派に係る政務活動費を充てることができる経費

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究および調査委託に要する経費
研 修 費	会派が開催する研修会、講演会等に要する経費ならびに団体等が開催する研修会、講演会等への所属議員および会派が雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う議会活動および県政に関する政策等の広聴活動および広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派が行う要請活動および陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	会派が開催する各種会議に要する経費および団体等が開催する意見交換会等の各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

別表第2（第9条関係）

議員に係る政務活動費を充てることができる経費

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究および調査委託に要する経費
研 修 費	議員が開催する研修会、講演会等に要する経費ならびに団体等が開催する研修会、講演会等への議員および議員が雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う議会活動および県政に関する政策等の広聴活動および広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	議員が行う要請活動および陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	議員が開催する各種会議に要する経費および団体等が開催する意見交換会等の各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動に必要な事務所の設置および管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から3月を超えない範囲内において滋賀県議会の議長が定める日から施行する。  
（経過措置）
- 改正前の第8条の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際、現に改正前の第5条第1項の規定により提出されている会派結成届および改正前の同条第2項の規定により提出されている会派異動届は、それぞれ改正後の第5条第1項の規定により提出された会派結成届および改正後の同条第2項の規定により提出された会派異動届とみなす。
- この条例の施行の際、現に改正前の第6条第1項および第2項の規定により行われている通知は、それぞれ改正後の第6条第1項および第2項の規定により行われた通知とみなす。